

実施期日	受 付 期 間
a	平成19年 5月15日(火)及び5月16日(水)
b	平成19年 5月21日(月)及び5月22日(火)
c	平成19年 5月24日(木)及び5月25日(金)
d	平成19年 5月30日(水)及び5月31日(木)
e	平成19年 6月 5日(火)及び6月 6日(水)
f	平成19年 6月 7日(木)及び6月 8日(金)
g	平成19年 6月12日(火)及び6月13日(水)
h	平成19年 6月21日(木)及び6月22日(金)
i	平成19年 6月26日(火)及び6月27日(水)

## ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

## (2) 受講申請書の提出

ア 講習受付番号を取得した者は、住所地(県外に住所を有する者の場合にあつては、長野県内の警察署)を管轄する警察署に、実施期日ごとに付されたアルファベット及び講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した受講申請書に次に掲げる書類を添付して提出してください。

(7) 旧資格者証の写し

(4) 代理人が受講申請書を提出する場合にあつては、本人からの委任状

## イ 提出期間(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)

実施期日	提 出 期 間
a	平成19年 5月28日(月)から6月 1日(金)まで
b	平成19年 6月 4日(月)から6月 8日(金)まで
c	平成19年 6月11日(月)から6月15日(金)まで
d	平成19年 6月14日(木)から6月20日(水)まで
e	平成19年 6月18日(月)から6月22日(金)まで
f	平成19年 6月25日(月)から6月29日(金)まで
g	平成19年 6月28日(木)から7月 4日(水)まで
h	平成19年 7月 2日(月)から7月 6日(金)まで
i	平成19年 7月 9日(月)から7月13日(金)まで

## (3) 講習手数料

講習手数料は、受講申請書の提出時に長野県収入証紙により納付してください。

- ア 法第2条第1項第1号の警備業務 23,000円  
 イ 法第2条第1項第2号の警備業務 14,000円  
 ウ 法第2条第1項第3号の警備業務 14,000円  
 エ 法第2条第1項第4号の警備業務 10,000円

## 5 その他

- (1) 受講申請書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp/police/>)からダウンロードするこ

ともできます。

(2) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3033)に問い合わせてください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成19年 4月26日

長野県公安委員会

## 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受 講 対 象 者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの(同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。)

## 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時 間	講習会場	場 所	定員
6月26日(火)	午前10時から 午後4時まで	上田会場	上田市上田原1640番地 長野県上田創造館	60名

## 3 講習科目、時間数及び考査方法

講 習 科 目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考査を行います。(所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

## 4 受講手続

## (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

## (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

## (3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙(申込書1通にはり、消印はしないでください。)により納付してください。

## 5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。  
 (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄

りの警察署に行ってください。

- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成19年4月26日

長野県公安委員会

### 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの

### 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
6月5日(火)	午後1時から 午後4時まで	須坂会場	須坂市墨坂四丁目5番1号 須坂市文化会館 メセナホール 小ホール	90名
6月12日(火)	午後1時から 午後4時まで	佐久会場	佐久市佐久平駅南4番地1 佐久勤労者福祉センター	60名
6月21日(木)	午後1時から 午後4時まで	飯田会場	飯田市小伝馬町1-3541-1 長野県飯田創造館	60名

## 公告

平成19年度長野県職員採用上級試験（大学卒業程度）を次のとおり行います。

平成19年4月26日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

### 1 試験の対象となる職

長野県の諸機関に勤務する主事、技師等の職

### 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政	70名程度	行政全般に関する企画立案、調査、連絡調整、相談業務等
社会福祉	10名程度	ケースワーク、社会福祉施設入所者の生活指導等
心理	若干名	心理学的判定、精神保健・児童に関する相談・助言等
農業	10名程度	農業の振興、農業経営の指導援助、農業生産技術の普及指導、農業に関する試験研究等
機械	〃	商工業の振興、工業に関する試験研究、機械設備に関する設計・施工管理・保守管理、職業訓練等

6月28日(木)	午後1時から 午後4時まで	塩尻会場	塩尻市大門七番町4番3号 塩尻総合文化センター 大会議室	80名
----------	------------------	------	---------------------------------	-----

### 3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

### 4 受講手続

#### (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

#### (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

#### (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

### 5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

化学	若干名	環境保全に関する企画・監視・試験研究、工業に関する試験研究等
総合土木	20名程度	道路・河川・都市計画・土地改良事業等に関する企画・設計・施工管理等
建築	若干名	県営住宅等県立施設の設計・施工管理、建築指導等
林業	〃	林業の振興、林業に関する知識・技術の普及指導、治山事業等に関する企画・設計・施工管理等
薬剤師	〃	薬事監視、環境衛生に関する監視、調剤等
保健師	15名程度	精神保健・難病等に関する相談、保健指導、家庭訪問等
管理栄養士	若干名	栄養の指導・調査、健康増進等

3 受験資格

(1) 年齢等

次のいずれかに該当する者

- ア 昭和47年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者。ただし、保健師の試験区分にあっては昭和47年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者とする。
- イ 昭和61年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業生又は平成20年3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）

(2) 資格又は免許

試験区分	資格又は免許
社会福祉	社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する者（平成20年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者を含む。）
薬剤師	薬剤師の免許を有する者（平成20年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの者を含む。）
保健師	保健師の免許を有する者（平成20年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの者を含む。）
管理栄養士	管理栄養士の免許を有する者（平成20年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの者を含む。）

(3) この試験を受験できない者

- ア 日本国籍を有しない者（管理栄養士を除く。）
- イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法、日時、場所等

(1) 第1次試験

ア 方法

試験の方法	内 容
教養試験	公務員として必要な大学卒業程度の一般的な知識及び知能についての選択解答制による択一式筆記試験
専門試験	試験区分に応じた大学卒業程度の専門的な知識及び能力についての択一式筆記試験。ただし、行政及び総合土木の試験区分にあっては、選択解答制による択一式筆記試験とする。

- (注) 1 第2次試験で採点の対象となる論文試験は、第1次試験日に併せて実施します。また、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することができません。
- 2 教養試験は、出題数50題のうち20題を必須解答とし、残り30題から20題を選択して解答する方式で、解答数は合わせて40題です。
- 3 専門試験は、出題数40題で40題解答です。ただし、行政及び総合土木の試験区分にあっては、出題数50題のうち40題を選択して解答する方式です。
- 4 教養試験及び専門試験の出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び基準

各試験の配点及び合格に必要な基準は次のとおりです。一つでも基準を満たさない場合は総合点にかかわらず不合格となります。

試験	配点	基 準
教養試験	400点	正答率4割（160点）。ただし、平均正答率が4割に満たない試験区分にあっては当該試験区分の平均正答率
専門試験	400点	正答率4割（160点）。ただし、平均正答率が4割に満たない試験区分にあっては当該試験区分の平均正答率
合計	800点	

## ウ 日時及び場所

(7) 日時 平成19年6月24日(日) 午前9時

## (4) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。

試験地	試験会場
長野市	篠ノ井高等学校(長野市篠ノ井布施高田1161-2)
	更級農業高等学校(長野市篠ノ井布施高田200)(予備会場)
松本市	松本蟻ヶ崎高等学校(松本市蟻ヶ崎1-1-54)
	松本美須々ヶ丘高等学校(松本市美須々2-1)(予備会場)

## エ 第1次試験合格者の発表

平成19年7月上旬に、合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県の地方事務所(長野地方事務所を除く)

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

## (2) 第2次試験

## ア 方法

試験の方法	内容
論文試験	一般的事項についての論文試験
口述試験	個別面接(2回)及び集団討論(1回)による試験
適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査

## イ 配点及び基準

各試験・検査の配点及び合格に必要な基準は次のとおりです。一つでも基準を満たさない場合は総合点にかかわらず不合格となります。

試験	配点	基準
論文試験	250点	83点
口述試験	750点	評定は5段階で行い、試験員3人のうち下位2段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
適性検査		
合計	1,000点	

## ウ 日時及び場所

平成19年7月中旬から7月下旬に行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

## (3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度について、医療機関において作成された健康診断書に基づき行います。

## (4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

## 5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、試験区分ごとに最終合格者を決定し、平成19年8月上旬に、最終合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県の地方事務所(長野地方事務所を除く)

インターネットホームページ (<http://www.pref.nagano.jp>)

## 6 合格から採用まで

(1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載し、任命権者(長野県知事等)からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。

(2) 採用は、原則として平成20年4月1日の予定です。

(3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

(4) 3の(2)の表の試験区分欄に掲げる試験区分にあっては、同表の資格又は免許欄に掲げる資格又は免許を採用の時点までに取得することが必要ですので、採用候補者名簿の有効期間中に当該資格又は免許を取得できなかった者は、職員に任用される資格を失うことになります。

7 給与等

現行の初任給の月額（給料月額に地域手当を加えた額）は、薬剤師、管理栄養士及び保健師を除く試験区分にあっては約17万1,900円、薬剤師及び管理栄養士の試験区分にあっては約17万7,800円、保健師の試験区分にあっては約20万700円（中学校卒業後の通算修学年数が7年に満たない場合には約18万8,500円）です（なお、研究職に採用された場合は、約18万7,200円です。）。

また、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

8 受験手続

(1) 受験申込書の交付

ア 受験申込書は、次のところで交付するほか、インターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.jp>）からダウンロードすることもできます。

- 長野県人事委員会事務局
- 長野県の地方事務所
- 長野県東京事務所
- 長野県名古屋事務所
- 長野県大阪事務所

イ 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「上級請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の角形2号（240ミリメートル×332ミリメートル）の返信用封筒を同封して、長野県人事委員会事務局（〒380-8570：県庁専用郵便番号 所在地：長野市大字南長野字幅下692の2）まで送付してください。

(2) 申込方法

ア 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県人事委員会事務局に提出してください。ただし、申込みは一つの試験区分に限るものとし、受付後の試験区分の変更は認めません。

イ 受験票の所定欄に50円切手を必ずはり（インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に郵便はがきを必ずはり）、あて先を明記してください。

ウ 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、配達記録郵便等確実な方法により送付してください。

(3) 受付期間及び受付時間

受付期間は平成19年5月11日（金）から5月25日（金）まで、受付時間は午前8時30分から午後5時までです。（土曜日及び日曜日は閉庁日です。）

なお、郵送による申込みは、5月25日までの消印のあるものだけに限り受け付けます。ただし、日本国外からの郵送によるものは、5月28日までに到着したものに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

6月5日（火）に発送する予定です。

9 試験結果の開示について

この試験の結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる者

口頭により請求することができる記録情報		開示請求できる者
第1次試験	第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位	受験者
第2次試験等	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験及び口述試験の点数 (2) 合計点 (2) 合計点の順位（不合格者を含む。） 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局（県庁8階）

## 10 問い合わせ先

この試験について不明な事項は、長野県人事委員会事務局（電話：026-235-7465又は026-232-0111 内線4234・4235）に問い合わせてください。

## 11 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

(別表)

## 教養試験及び専門試験の出題分野

試験の方法・試験区分	出題分野
教養試験	知識分野－社会科学 人文科学 自然科学 知能分野－文章理解（英語を含む。） 判断推理 数的処理 資料解釈
専門試験	行政 政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済原論 経済政策（経済事情を含む。） 経済史（経済学説史を含む。） 財政学 社会政策 国際関係 経営学
	社会福祉 社会福祉概論（社会保障を含む。） 社会学概論 社会心理学 一般心理学 社会調査
	心理 一般心理学（心理学史 発達心理学及び社会心理学を含む。） 教育心理学 応用心理学 社会調査 統計学
	農業 栽培学汎論 作物学 園芸学 育種遺伝学 植物病理学 昆虫学 土壌肥料学 植物生理学 畜産一般 農業経済一般
	化学 数学・物理 物理化学 分析化学 無機化学・無機工業化学 有機化学・有機工業化学 化学工学
	機械 数学・物理 材料力学 流体力学 熱力学 電気工学 機械力学 機械設計 機械材料 機械工作
	総合土木 数学・物理 応用力学 水理学 測量 材料・施工 土質工学 都市計画 土木計画 農業水利 土地改良 農業造構 土壌物理 農地造成
	建築 数学・物理 構造力学 材料学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画 都市計画 建築設備 建築施工
	林業 林業政策 林業経営学 造林学 林業工学 林産一般 砂防工学
	薬剤師 物理化学 分析化学 無機化学 有機化学 生化学 薬剤学 衛生化学 生薬学 薬理学
保健師 地域看護学 疫学・保健統計（情報処理含む。） 保健福祉行政論	
管理栄養士 解剖生理学 病理学 生化学 食品学 食品加工学 栄養学 栄養指導論 臨床栄養学 公衆栄養学 給食管理（調理学を含む。） 食品衛生学 公衆衛生学 健康管理概論	

人事委員会事務局

## 公告

平成19年度長野県警察職員採用上級試験（大学卒業程度）を次のとおり行います。

平成19年4月26日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

## 1 試験の対象となる職

長野県警察本部又は長野県内の警察署等に勤務する主事、技師の職

## 2 試験の名称、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の名称	試験区分	採用予定人員	職務内容
長野県警察職員採用上級試験 （大学卒業程度）	行政	10人程度	警察行政に関する企画立案、調査、連絡調整等の業務に従事します。
	鑑識法医	若干名	科学捜査研究所における鑑定・検査等の業務に従事します。

## 3 受験資格

## (1) 年齢等

昭和47年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者（昭和61年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業生又は平成20年3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）を含む。）

## (2) この試験を受験できない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する者

#### 4 試験の方法、日時、場所等

##### (1) 第1次試験

ア 方法

試験の方法	試験の内容
教養試験	公務員として必要な大学卒業程度の一般的な知識及び知能についての選択解答制による択一式筆記試験
専門試験	試験区分に応じた大学卒業程度の専門的な知識及び能力についての選択解答制による択一式筆記試験

(注) 1 第2次試験で採点の対象となる論文試験は、第1次試験日に併せて実施します。また、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することはできません。

2 教養試験については、出題数50題のうち20題(知能分野)を必須解答とし、残り30題(知識分野)から20題を選択解答する方式で、解答数は40題です。

3 専門試験については、出題数50題のうち40題を選択解答する方式です。

4 教養試験及び専門試験の出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び基準

各試験の配点及び合格に必要な基準は次のとおりです。一つでも基準を満たさない場合は総合点にかかわらず不合格となります。

試験	配点	基準
教養試験	400点	正答率4割(160点)。ただし、平均正答率が4割に満たない試験区分にあっては当該試験区分の平均正答率
専門試験	400点	正答率4割(160点)。ただし、平均正答率が4割に満たない試験区分にあっては当該試験区分の平均正答率
合計	800点	

ウ 日時及び場所

##### (7) 日時

平成19年6月24日(日) 午前9時

##### (4) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。

試験地	試験会場
長野市	篠ノ井高等学校(長野市篠ノ井布施高田1161-2)
	更級農業高等学校(長野市篠ノ井布施高田200)(予備会場)
松本市	松本蟻ヶ崎高等学校(松本市蟻ヶ崎1-1-54)
	松本美須々ヶ丘高等学校(松本市美須々2-1)(予備会場)

エ 第1次試験合格者の発表

平成19年7月上旬に、合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県内の警察署

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp/jinjii/siken/siken.htm>

<http://www.pref.nagano.jp/police/>

##### (2) 第2次試験

ア 方法

試験の方法	試験の内容
論文試験	一般的事項についての論文試験
口述試験	個別面接による試験
適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査

## イ 配点及び合格基準

各試験・検査の配点及び合格に必要な基準は次のとおりです。一つでも基準を満たさない場合は総合点にかかわらず不合格となります。

試験	配点	基準
論文試験	250点	83点
口述試験	750点	評定は5段階で行い、試験員3人のうち下位2段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
適性検査		
合計	1,000点	

## ウ 日時及び場所

平成19年7月中旬に行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

## (3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度について、医療機関において作成された健康診断書に基づき行います。

## (4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

## 5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、最終合格者を決定し、平成19年8月上旬に、最終合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県内の警察署

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp/jinjii/siken/siken.htm>

<http://www.pref.nagano.jp/police/>

## 6 合格から採用まで

(1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載し、任命権者（長野県警察本部長）からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。

(2) 採用は、原則として平成20年4月1日の予定です。

(3) 採用候補者名簿は、名簿が確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

## 7 給与等

給料表は一般職給料表（行政）及び警察研究職給料表（鑑識法医）が適用され、現行の初任給の月額（給料月額に地域手当を加えた額）は、次のとおりです。

試験の名称	試験区分	初任給の月額
長野県警察職員採用上級試験	行政	約171,900円
	鑑識法医	約187,200円

経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

## 8 受験手続

## (1) 受験申込書の交付

ア 受験申込書は、次のところで交付します。

長野県警察本部警務部警務課

長野県内の警察署、交番又は駐在所

イ 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「警察上級請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の角形2号（240ミリメートル×332ミリメートル）の返信用封筒を同封して、長野県警察本部警務部警務課（〒380-8510：長野県警察本部専用郵便番号 所在地：長野市大字南長野字幅下692の2）まで送付してください。

ウ 受験申込書は、インターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

## (2) 申込方法

ア 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県警察本部警務部警務課又は長野県内の警察署へ提出してください。

イ 受験票の所定欄に50円切手を必ずはり（インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に郵便はがきを必ずはり）、あて先を明記してください。

ウ 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、配達記録郵便等確実な方法により送付してください。

## (3) 受付期間

受付期間は、平成19年5月11日（金）から5月25日（金）までとし、郵送による申込みの場合は、5月25日までの消印のあるものに限り受け付けます。



ただし、日本国外からの郵送によるものは、5月28日までに到着したものに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

受験申込みの受付期間終了後に郵送します。

9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる者

口頭により請求することができる記録情報		開示請求できる者
第1次試験	第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位	受験者
第2次試験等	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験及び口述試験の点数 (2) 合計点 (2) 合計点の順位（不合格者を含む。） 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局（県庁8階）

10 問い合わせ先

この試験について不明な事項は、長野県警察本部警務部警務課（電話：026-233-0110 内線2632）又は長野県人事委員会事務局（電話：026-235-7465又は026-232-0111 内線4234）に問い合わせてください。

11 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報は、この採用試験のために必要な範囲でのみ利用します。

(別表)

教養試験及び専門試験出題分野一覧表

試験の方法	出 題 分 野
教 養 試 験	知識分野－社会科学 人文科学 自然科学 知能分野－文章理解（英語を含む。） 判断推理 数的処理 資料解釈
専 門 試 験	行 政 学 政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済原論 経済政策（経済事情を含む。） 経済史（経済学説史を含む。） 財政学 社会政策 国際関係 経営学
	鑑 識 法 医 生化学 化学一般 生物学 生物工学 生物有機化学 免疫学 遺伝学 生理学

人事委員会事務局